

Title	内閣文庫蔵原本信長記について
Sub Title	Some views of bibliographical studies on Genpon Shinchoki (原本信長記) in possession of the Cabinet Library
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.97(209)- 116(228)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 内閣文庫蔵原本信長記について

太田次男

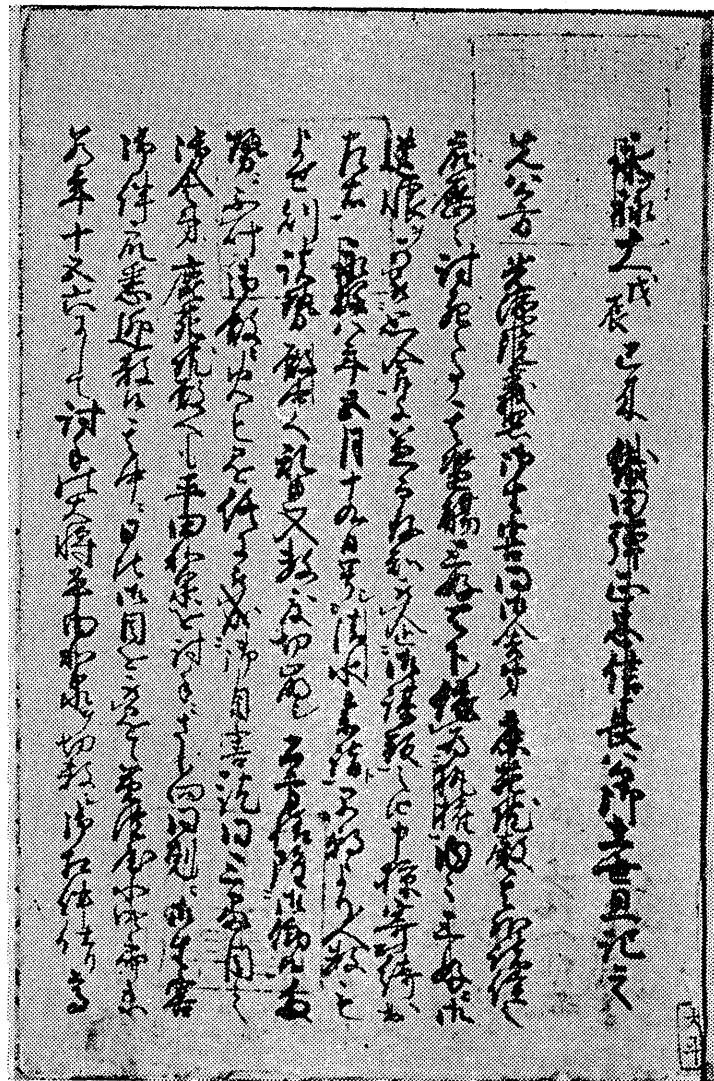
内閣文庫蔵『原本信長記』十五卷二冊の書写奥書は、

這信一長一記全一都一十五一巻者非于世流一布之本一太一田一和一泉守牛一自一筆之以一正一本一不違于於一字一令一書写一蓋  
雖一文字一愆不<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>忍<sub>ニ</sub>於旧一記改<sub>ニ</sub>其中最可<sub>レ</sub>疑所傍註歟与一本之儘一矣未<sub>レ</sub>曾可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>類一本一努一々勿<sub>レ</sub>他<sub>一</sub>見<sub>ニ</sub>蔵<sub>一</sub>匡一中<sub>ニ</sub>  
而可<sub>レ</sub>秘可<sub>レ</sub>秘于<sub>レ</sub>時寛一延三庚一午一歳於<sub>ニ</sub>武一江一季一夏初一秋之間暑氣甚<sub>一</sub>頃公務之暇拭<sub>レ</sub>汗写<sub>レ</sub>之

というのであるが、この通りとすれば、この本の書写の時まで、現在みることのできない信長記の牛一自筆本が存したことになり、それを、このように慎重な態度で書写したとすれば、その年代は割合に新しいとしても、最も自筆本に近い、極めて筋のよい写本ということになる。

左頁の写真にも示されているように、この本の文章は、漢文の部分にはかなり丁寧に戻り点、送り仮名を附し、地の文は、てにをはに随時片仮名を使用しつつも、全体として平仮名交り文になっている。

文章の形からみて、比較的これに近いものとしては、町田久成旧蔵の史籍集覧所収本(寛永頃の写本といわれる)と、尊経閣蔵の、寛文五年写の奥書をもつ『織田記』(二冊)という外題のついている一本とがあるが、この二本はいずれも、各巻毎の牛一の奥書をすべて欠き、首巻一卷を合せて十六巻である上に、記事に、後の補訂のあとがみられる。(註参照)



第一図

また竜門文庫蔵信長記(十五卷十五冊本)〔江戸初写〕も平がな交り文とのことである〔同文庫善本書目〕し、単に平がな交り文ということになれば、この外にも尊経閣蔵信長記(十五卷五冊)〔江戸前写〕同蔵信長記(十五卷十五冊)〔江戸後或は明治摸写〕などもあるのである。

これらを除けば、他は、これ亦いずれも江戸以後の写本であるが、

此一部太田和泉自筆在判也本透写之了の書写奥書をもつ『安土記』(十五卷十五冊)

(尊経閣蔵)や『安土日記』(十五卷七冊)(内閣

文庫蔵)にしても、また、『安土日記』(十五卷三冊)(内閣文庫蔵)、『安土記』(同)(斯道文庫蔵)という同系の写本に於ても、あるいは『信長記』(十五卷五冊)(島原松平文庫蔵)などのいずれをみても、漢文の部分の返り点、送り仮名は少なく、原本信長記にみられる、送り仮名及びその一部であるとの意識から小さく書かれたものも、ここでは地の片仮名と同じ大きさであり、本により多少の差異はあるが、その地の文の仮名も少なくなり、寧ろ全体が漢文的傾向をもつものもみられる。(もつとも、内閣文庫三冊本のように、片かな交り文でありながら、テニヲハの部分は字を小さく、それ以外は大きくして区別し

ているものもある)

このように、信長記の現存写本は、平がな交り文のものと、片かな交り文と二つのものが併存していることになるが、後に触れるように、原本信長記をはじめとして、卷十三奥書には、いずれも慶長十五年二月廿三日という同一の日附が書かれているのである。平がな、片かな交りという相違は、勿論著者以後の書写過程に於て往々起ることであるが、原本信長記がこれらの諸写本の中でどういう位置を占めるか、以下、この点に若干の考察を加えてみよう。

信長記そのものの自筆本は現存しないが、太田牛一の多くの著作のうち、自筆本の存するものは、

関原御合戦雙紙 一卷 (蓬左文庫蔵)

内府公軍記 一卷・御合戦雙紙の自筆稿本 (大和文華館蔵)

永禄十一年記 一卷 (尊経閣蔵)

大かうさまくんきのうち (慶応義塾図書館蔵)

今度之公家双帟 (猪熊物語) 一卷 (太田直敬氏蔵)

豊国大明神臨時御祭礼記録 一卷 (天理図書館蔵)

などであり、いずれも比較的短いものである。

この中で、『永禄十一年記』一卷 (元禄六年古筆了垠により付せられた外題) は信長記卷一の永禄十一年の条に当る部分を信長京師鎮護十五年始十五帖<sup>二</sup>記置之也一笑<sup>一</sup>と

という奥書を附して、自から筆をとって、古志宮内少輔に送ったものであり、信長記自筆原本がみられない現在、完本ではないが、原本との関連に於て考察をすすめるようとするれば、やはり注目すべきものといえる。

牛一はこの永禄十一年記の外にも、宛名はないが、恐らくは何人かに贈ったものと思われるものに、『大かうさまくんきのうち』があり、この文は、その奥書、

此一くわん太田いつミのかミ　ぐあんをかへりミずこれをつづるせうこくハおハりのくにのぶながこうのしんか也  
たいれいすでにしまつてせうがんをのごいとくひツをそむるもの也

をみてもわかるように、極端に漢字を少なくして、これを平仮名にかえ、やむなく漢字を使用する場合にも、一つ、年、日本、三十郎、二番、川、国などにすら仮名を附している程であり、その贈る相手としては若年の人が予想されるのである。その著作の一部を然るべき人に贈る習慣はよくあることであり、筆まめであるとともに、相当に交際範囲の広いと思われる牛一が、この外にも『関原御合戦雙紙』が慶長十二年に志水小八郎に贈ったものであるというように、その著作の一部を手紙の形で留めているのはごく自然のことといえよう。たゞ書簡の形式で書かれ、しかも比較的短いものと、十五巻という分量をもつ信長記との文体の比較には、予め若干の考慮が加えられるべきは当然であろう。

そこで問題として提起したいことは、信長記の自筆原本そのものをどのように考えるかということと、自筆ではあるが、贈るために書簡風に書かれた永禄十一年記と自筆原本との間にどの程度の距りがあるかということであるが、その手掛りとして、先ず冊数について触れておこう。

原本信長記卷十一、十二の奥書には「毎篇日記之次イテニ書載スルモノ自然成集也」とあり、また卷一、二、三、五の奥書に、  
信長公天下十五年被仰付候不願愚案十五帖認置也

とあるが、これは前記永禄十一年記の奥書ともほぼ一致する。つまり、信長記は元来日記風の覚書として、自からの体験内容を書き留めて置いたものが主たる材料となり、十五年間の経験内容を十五帖にまとめたとすれば、年々の事件の

集積内容を、十五帖に、一年一帖として整理したとみてよいであろう。現存する写本のうち、管見に入ったものとして、

竜門文庫蔵信長記 〔江戸初〕写

尊経閣蔵安土記 〔江戸前期〕写

蓬左文庫蔵信長記 〔江戸中期〕写

尊経閣蔵信長記 〔江戸末明治〕写

などは、いずれも十五冊に分綴され、その他の多くのものは、二冊、三冊、五冊、或いは七冊本となっている。そしてこの両者の間には、内容上はさしたる相違はみられないが、記述形式は幾分異っている。

いま、尊経閣蔵安土記〔江戸前期写〕をみると、栗色元表紙、24.9×17.5 糎、字面高さ 19.6 糎、每丁八行、每行約十七字と、これを原本信長記の十一行、約二十四字と比べれば、字も大きく、いかにもゆつたりしており、月日附は大部分行を改めてその始めに置かれ、日記風の覚書にふさわしい姿である。文章は片かな交り文で、漢文部に返り点、送り仮名は附せられないが、歌の引用部に限り必ず平仮名にしている。そして、人名や諸種の事項を列挙するにも、必ず行を改め、如何にも覚書さがそのまま写し取られたのにふさわしい書き振りである。冊数の相違ということは多くの場合、単に書写の際の便宜上のものに過ぎないが、ここでは内容の性質からみて、十五冊という点は必ずしも一概に無視できないように思われる。無論、十五冊本以外のものが、書き方の上で全くこれと異なるものではなく、例えば人名の列挙の場合など、追い込みにはしてないけれども、日附などは改行せずに、文中に入り込むものが多くなり、日記風の形式から、単に日附を追った読み物風の記述形式に過ぎなくなっていることは明かに認められる。

そして、その変化を前記尊経閣蔵十五冊本安土記と三冊本安土記（斯道文庫蔵）によって具体的に示せば、三冊本卷十

一、十一月廿七日条は、

同廿七日……中川瀬兵エ御礼ニ古池田へ伺公信長公ヨリ御太刀拵ノ御腰物並御馬皆具共ニ拝領 中将殿ヨリ御腰物  
作長光并御馬被下 神戸三七殿御馬 津田七兵衛殿御腰物以上中川瀬兵エニ被下忝次第ニテ罷帰候也  
(傍点筆者)  
とあるのを、十五冊本でみると、

中川瀬兵衛 御礼ニ古池へ伺公

一信長公ヨリ御太刀拵之御腰物并御馬皆具共ニ拝領

一中祿殿ヨリ御腰物作長光并御馬被下

一神戸三七殿 御馬

一津田七兵衛殿 御腰物

以上

中川瀬兵衛 忝次第ニテ……

となっている。十五冊本では項目を一…、一…というように、箇条書風に書き並べることが多く、その終りには必ず以上(已上)が附せられているが、五冊本になると、多くはこれが略される。たゞ傍点を施した「以上」は、これが文章中にあるのは殆んど意味をなさず、箇条書の書き方をつづめる際に、そのまま残したものとみてよく、これも曾ては十五冊本の書き方と同じであったことを示す適例なのである。また、行中、随所に一字あきになつてゐるところは、かつて箇条書式に一々改行されていた個所が、そのまゝ追い込み風に続けられたことを示すものであり、以上比較したことは、ただ斯道文庫本だけでなく、十五冊本以外はどの写本にもみられる。

こういう例を三冊本から拾い出せば枚挙にいとまがないが、もう一ヶ所、卷十四、天正九年二月廿八日、信長御馬揃の条で、

右御小人五人 御行騰小市若

御馬大黒ニ被召惣召小人共 七人

御小性 御行騰持 小駒若御長刀持 （傍書考） タイトウ左御小人六人 御太刀持 糸若

などの傍点箇所も、十五冊本では、

右……

左……

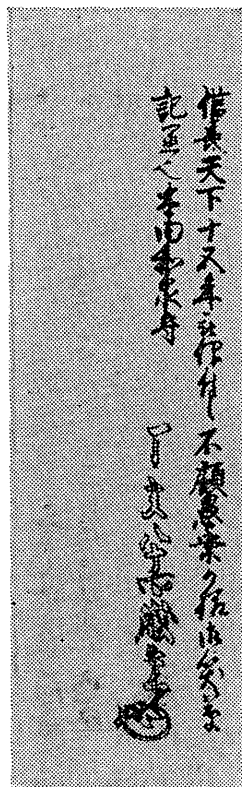
と、同じ高さに書かれ、ここでも、三冊本に於ける、箇条書き風の残存形態が示されている。

三冊本は全卷に亘って、疑わしい文字について、異本との対校を行っているが、そこに記入された文字は、すべて十五冊本のそれと一致しているところからすれば、両本は既に別々に存していたことは明らかであるが、同時に両本の半一書奥書を見れば、慶長十五年という年月日をはじめほと一致するし、更に、卷七、九、十、十一に奥書が欠けている点も全く同じであるので、両者が同一系統に属することも知られるのである。

このように、この十五冊本と三冊本との関係は、ごく自然な関連がつき得るとしても、十五冊本と、原本信長記をはじめとするそれ以外の諸本とを、奥書に於ける日附の一致のみによって、書写の繰返しに於ける変化として、両者を唯一本の自筆本に結びつけることには、やや無理があろう。信長記の草稿の作られた時期を一応、よく引かれる『義演准后日記』の「太田又助来、信長公以来至当代記録書之、少々は暗誦の躰也」の条の書かれた、慶長三年としても、慶長



十五年までには十年以上を経過している。そして、八十四歳になって、さらに十五巻の巻毎に奥書を書き入れる程の関心を保持し続けたとすれば、人の求めやその他の理由から、牛一自から相手によって異なった文による信長記を何種類か書くということも決してありうべからざることはない。慶長十五年という年は、信長記をも含めて、その多くの著作の奥書によっても知られるように、恐らくそれらに最終的整理を加えた年と考えられるので、信長記についても、この年の奥書をもつ唯一の自筆本信長記が、書写の繰返しの中に次第に文章も変化して多くの本となったという、いわば一本の系統のみを考えるよりも、複数の自筆稿本信長記があり、最終整理の段階である慶長十五年になって、それらいずれにも同一年月日の奥書を附したとみることはできないであろうか。また、上に示した原本信長記巻九の奥書の最



後にある「丁亥八十四歳牛一（花押）」をみると、文字の輪郭を細線で透写しているが、そこには牛一晩年にみられる特有の字第二のふるえが生々しく写し出されているのであり、これは推測に過ぎないが、十五巻に亘る奥書のこの部分のみが、最終的に書

き加えられたのではなからうか。（次頁奥書参照）牛一の著書のうち、既にみた関原御合戦雙紙や、また豊国大明神臨時御祭礼記録や猪熊物語についても、ともに前段階を示す数種の自筆稿本が現存するが、遺憾ながら、現存写本の中に、慶長十五年以前の年月日をもつ奥書を見出すことは未だできないのである。

信長記には、外題としては安土記、安土日記、信長記或は信長公記、織田記などと、附けられているが、内題がついているものは極めて少なく、牛一の頃はまだ、書名として定まったものはないが、内題がなかったであろうし、また、各巻のはじめには、ただ年が書かれているだけで、何巻という、巻数も示されていないものが大部分なので、年を追って書き

集められたにとどまって、未だ卷数的意識も充分でなく、従ってそういう整理も加えられていなかったとみてよいと思  
われるが、これをさらに、奥書によってみてみよう。いま、繁をいとわず各卷の奥書を（原本信長記）列挙すれば、

（卷一）

信長公天下十五年被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>十五帖<sub>二</sub>認<sub>一</sub>置也予太田和泉生国尾張国住人信長公<sub>レ</sub>臣下也及<sub>二</sub>八旬<sub>一</sub>頽齡已縮拭<sub>二</sub>渋眼<sub>一</sub>染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>者也

丁亥牛一（花押）

（卷二）

信長公天下十五年被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚業<sub>一</sub>十五帖<sub>二</sub>如此<sub>一</sub>笑草認置也予太田和泉及八旬頽齡已縮拭<sub>二</sub>渋眼<sub>一</sub>染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>

丁亥牛一（花押）

（卷三）

信長公天下十五年被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>十五帖<sub>二</sub>如此<sub>一</sub>認置也予生国尾張国住人信長公之臣下也及<sub>二</sub>八旬<sub>一</sub>頽齡已縮拭<sub>二</sub>渋眼<sub>一</sub>染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>者也

太田和泉丁亥八十四歳（花押）

（卷四）

信長公天下十五年被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>愚案<sub>一</sub>笑草記置也

太田和泉守丁亥八十四歳 牛一（花押）

（卷五）

内閣文庫蔵原本信長記について

信長公天下十五年被仰付候不顧愚案十五帖世間之笑草認置也予太田和泉生国尾張国 信長公之臣下也及八旬類齡已縮拭泚眼染禿筆者也

丁亥八十四歳(花押)

(卷六)

信長天下十五年被仰付候不顧愚案笑草記置也

太田和泉守

丁亥八十四歳(花押)

(卷七)

信長十五年天下被仰付候不顧愚案如此笑草記置也

太田和泉守丁亥八十四歳(花押)

(内閣文庫蔵『安土日記』七冊本及び三冊本や斯道文庫蔵『安土記』三冊本には、この卷奥書なし。)

(卷八)

信長天下十五年被仰付候不顧愚案如此記置也

八十四歳太田和泉作

牛一(花押)

(卷九)

信長天下十五年被仰付候不顧愚案か様御笑草記置也太田和泉守 丁亥八十四歳牛一(花押)

(内閣文庫蔵二本及び斯道文庫本この卷奥書なし。)

(卷十)

信長十五年天下被仰付候不<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>憚如此記置也

太田和泉守

丁亥八十四歳牛一(花押)

(内閣文庫蔵二本及び斯道文庫蔵本この巻及び巻十一奥書なし。)

(卷十一)

信長天下十五年被仰付候不願愚案如此染禿筆訖

太田和泉守丁亥八十四才牛一(花押)

(卷十二)

此一巻太田和泉守生国尾張国春日郡山田庄安食之住人也八旬餘<sub>ニ</sub>顔齡已縮而拭<sub>テ</sub>洗眼雖尋老眼之通路不願愚案之浮所  
染禿筆訖予每篇日記之次書<sub>ニ</sub>載<sub>スルモ</sub>自然成集也<sub>ト</sub>曾非<sub>ニ</sub>私作私語<sub>ニ</sub>直不除有不添<sub>テ</sub>無儻<sub>ニ</sub>一点書<sub>スル</sub>虛則<sub>ニ</sub>天道如何見人者<sub>ニ</sub>昔令<sub>メ</sub>一<sub>ニ</sub>笑<sub>ニ</sub>見<sub>セ</sub>上<sub>ニ</sub>実<sub>ニ</sub>

自元

内大臣信長公之

臣下也其後

太閤秀吉公

臣下今又

右大臣秀頼公

臣下也

將軍家康公

関白秀次公

五代之軍記如此且世間之笑草綴置也

太田和泉守(花押)

(卷十三)

一卷太田和泉守牛一生国尾張国春日郡安食住人類齡已縮拭ニ洩眼ニ雖レ尋ニ老眼之通路ニ不レ顧ニ愚案ニ心緒浮所ノ染ニ禿  
筆ニ訖予每篇日記之次イテニ書載スルモノ自然成レ集也ノ曾非ニ私作私語ニ直不レ除レ有不レ添レ無儻一点書レ虚則ノ天道如何見人者管  
一笑シテ令一笑ニ見シ実下シメ玉ヘ

慶長十五年二月廿三日

太田和泉守

牛一(花押)

丁亥八十四歳

(卷十四)

信長公天下十五年被仰付候不顧愚案笑草ノ綴置之八十四歳太田和泉

牛一(花押)

(卷十五)

太田和泉守八十四歳牛一(花押)

とある。そして、他の写本に於ても、多少の異同はあるが、これと大差はない。

いま、十五卷に亘る奥書を全体としてみると、各卷のそれがすべて同じでないことは当然としても、卷十二、十三のものなどは、内容からすれば、寧ろ全卷の末尾に置いて、結びの意味をもたせるものとしてこそふさわしく、或いは

一度は、その巻で記述を止めようとする意識が働いたものかも知れず、それに比べれば、巻十五の奥書などには、十五年に亘って展開された史的動きを、ここで最終的に結ぼうとする感慨は全くみられないのである。つまり、全十五巻を一つにまとめて扱おうとする態度は奥書に関する限りみられず、むしろ、一帖々々の集積として十五帖になった姿がそのまま残されているといえよう。確かに、永禄十一年記や、内閣文庫蔵『信長公御馬揃』〔江戸前写〕（一卷）（信長記天正九年条の一部）などをみても、信長記は一卷だけ分離しても、充分存在意義があったのである。

また、巻十一の奥書に続いて、巻十二の前に、信長公紀巻第十二という書名が突然みられ、その次にその巻の内容目次が挙げられている。これは、前記尊経閣十五冊や斯道文庫三冊本を除けば、大部分が同じく載せているところであり、中に島原松平文庫蔵本などは、単に目録と書いて、次に同じ目次を列挙しているものもある。また、内閣文庫蔵安土記三冊本では信長公記としているが、これはまさしく、前記史籍集覧所収町田本の内題に一致し、しかも目次の内容は、町田本のみ附されている総目（尊経閣蔵織田記にはこの総目はない）のうち、巻之十二（天正七年巳卯）の目次と、これ亦一致しているのである。なぜ、巻十二についてのみ、書名と共にこういう目次が書かれているのか、後人の筆になるのか、または竄入であるのか、或いはかつてこの巻が独立して存したのか、よくわからないが、各巻毎の、このよくな不統一がそのまま放置されたまゝであることは、何人も認めざるをえないであろう。もつとも、尊経閣蔵十五冊本にはこの書名も目次も全くみられず、また巻第十二などという書き方からすれば、牛一の覚書が最初に整理された際には、恐らくは附せられていなかったであろうから、これが何時入れられたか、が問題になると共に、この不統一がその後も削除訂正されずに、多くの写本にそのまま忠実に受けつがれているところからすれば、後人による変更補正の手がそれ程加えられていなかったと考えることもできよう。

とすれば、平がな、片かなと二種の文章で書かれた信長記は、書写の間の変改によって生れたというよりも、元來は、牛一筆による、何種かの自筆稿本が存在したとみなすのが寧ろ自然と思われるのである。

以上、複数の自筆本という考え方を述べたが、次に原本信長記と永祿十一年との関係、特にその文体の比較をなそうとするのであるが、先ず他の自筆本との関連に於てこの問題をみよう。

既に見たように、牛一の自筆本として現存するものは、書簡として特定の人に贈る形式をとっているものが多く、また宛名はなくとも『大かうさまくんきのうち』のように明らかに何人かを予想しているようななかで、豊国大明神臨時御祭礼記録は書簡ではなく、性質からみて、寧ろ信長記とほぼ同性質のものである。しかも、その自筆原本（神田孝平旧蔵、明治廿一年史料編纂所臨写本による）の奥書は原本信長記卷十二の奥書と殆んど一致し、特に「予毎篇日記之次書載 自然成<sup>ニ</sup>集<sup>ト</sup>也」や「曾非<sup>ニ</sup>私作私語<sup>ニ</sup>直不<sup>レ</sup>除<sup>レ</sup>有不<sup>レ</sup>添<sup>ニ</sup>無儻<sup>一</sup> 一点書<sup>レ</sup>虚<sup>レ</sup>則<sup>ニ</sup>天道如何見人者<sup>ニ</sup>啻<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>一笑<sup>一</sup>見<sup>レ</sup>実<sup>上</sup>」がここでも繰返されているところに、素朴且つ主観的ではあるが、そこに牛一の一貫した心構えと、諸書の作成過程に於ける同一の態度が知られるのである。この記録は前半は秀吉晩年の功業を述べ、後半は慶長九年秀頼主催の豊国大明神臨時祭の記録となっているが「五代之軍記」については、桑田忠親氏が「牛一は信長・秀吉・秀頼の三代に仕え、この三代の主人の業績と、それに、家康・秀次二公の事蹟を加えて、都合五代の軍記を綴り、以て世人の笑草に供したといふのである。先にも述べた如く、信長の事蹟は信長記、秀吉のは太閤軍記、秀頼のは豊国大明神臨時御祭礼記録、家康のは関原御合戦雙紙、秀次のは太閤記中秀次事件の条に大体相当するのであると思う。」（『豊太閤伝記物語の研究』一五九頁）と述べられたように、その見聞した五代に亘る軍事の記録を、一貫した態度で纏めようとする意図は明瞭である。このように、記述内容の性質がほぼ同じで、記述形式が記録と書簡というように異なっているような場合、つまり具

体的には、永禄十一年記という書簡形式の記述と、臨時御祭礼記録という記録風な記述とが、文章の形式の上で若し同じであるとすれば、自筆本の多くに共通する文体として、単に書簡にのみ使用されるに止まらず、もう少し客観性をもった文章形式になっていると認めることができるであろう。

筆者は、関原御合戦雙紙（太田和泉守記）と、聞書風に書かれているという、今度之公家双紙（猪熊物語）にはいまだ接していないので、御合戦雙紙の自筆稿本である内府公軍記、豊国大明神臨時御祭礼録、それに、大かうさまくんきのうちと、永禄十一年記とを比較してみよう。

先ず内府公軍記であるが、この中に見られる、文章の形式上の特徴となる点を拾い上げてみれば、

去程に奥州会津在<sup>ニ</sup>国之長尾景勝对<sup>ニ</sup>天下<sup>一</sup>挟<sup>ニ</sup>野心<sup>一</sup>企御敵之由<sup>ニ</sup>：

伏見御留守在<sup>ニ</sup>城<sup>一</sup>に<sup>ハ</sup>：

伏見大津両城依<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>天下<sup>一</sup>鹿目<sup>ニ</sup>爰を肝要と築山を築大鉄砲を点火矢を射入継<sup>テ</sup>夜<sup>ヲ</sup>日<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>透間<sup>一</sup>わりく<sup>と</sup>被<sup>レ</sup>攻候<sup>ニ</sup>：

若干<sup>ソコバク</sup>：

湊川<sup>ミナト</sup>：

大鉄砲を点大矢を射入石垣を崩<sup>シ</sup>様々被<sup>レ</sup>攻<sup>メ</sup>然<sup>ル</sup>城<sup>ニ</sup>中在<sup>ニ</sup>之甲賀衆<sup>一</sup>：

切てまいり火花をちらし切崩<sup>シ</sup>粉骨之働<sup>ニ</sup>：七階之構<sup>ニ</sup>天主<sup>ニ</sup>寢殿之台壁之甍を並<sup>ニ</sup>：紫閣重<sup>ナリ</sup>継<sup>レ</sup>軒棟にハ鳳之翔<sup>ツバサ</sup>以<sup>ニ</sup>金銀<sup>一</sup>

被<sup>レ</sup>包<sup>ツツマセ</sup>輝<sup>レ</sup>千<sup>レ</sup>天<sup>カ</sup>一<sup>カヤキ</sup>地<sup>一</sup>：

逆徒<sup>ゲキ</sup>：<sup>チイサカタ</sup>少<sup>ハヤリ</sup>県<sup>ソウカウ</sup>之<sup>ハヤリ</sup>郡<sup>ソウカウ</sup>：<sup>ソウカウ</sup>卑<sup>ソウカウ</sup>男<sup>ソウカウ</sup>：<sup>ソウカウ</sup>僧<sup>ソウカウ</sup>綱<sup>ソウカウ</sup>

こノ新吉と組討也<sup>ソウカウ</sup>：



諸人看<sub>レ</sub>之出<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>爾還<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>爾也天<sub>フモ</sub> 不<sub>レ</sub>怨人<sub>ウラミヲモ</sub> 不<sub>レ</sub>尤<sub>トカメ</sub> 者順<sub>スル</sub>ニ無明<sub>ニ</sub>とハ夫謂<sub>レ</sub>是<sub>ニ</sub>：  
などに尽きるであろう。

次に豊国大明神臨時御祭礼記録であるが、前記桑田氏の著書（一〇六頁）によれば、この本にはもう一部草稿（「さうあんし」）が残っていて、前記神田本と比較すると、神田本の方が語句が余計に加わっているとのみあるので、文章の上では特に目立った相違はないものと思われる。そして、これを内府公軍記と比較するとき、

高麗国へ三十万騎之旌を靡<sub>ナビカ</sub>かして御乱入遼遠凌<sub>ニ</sub>風波之難<sub>ヲ</sub>朝鮮国慶州釜山浦之湊に至て着岸猛勢<sub>ドツ</sub>下取上先軍神の血祭に任<sub>セニルヲ</sub>当道俗男女無<sub>レ</sub>嫌投切に伐殺事不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>員取物モ不<sub>ニ</sub>取敢<sub>ニ</sub>乱<sub>ニ</sub>藹次<sub>ニ</sub>逃散<sub>ス</sub>：

両手ヲ分<sub>ワカツテ</sub>而<sub>ニ</sub>：

喚<sub>フメキサケンテ</sub>嘩<sub>ニ</sub>：

高麗之軍不可勝<sub>タヘカタン</sub>トや思ハれけん：

俄に秀吉公御違例以外にて様々雖<sub>五</sub>被<sub>三</sub>尽<sub>ニ</sub>医術<sub>ヲ</sub>候<sub>四</sub>終<sub>ニ</sub>驗<sub>ニ</sub>氣無<sub>ニ</sub>座御<sub>ニ</sub>弁<sub>レ</sub>と：

天道之不<sub>レ</sub>恐冥加<sub>フモ</sub>…此儘非可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>捨置<sub>ニ</sub>：

太閤秀吉公悲哉時至<sub>リ</sub>無常の風来御歳六十二申一息の生絶<sub>イキ</sub>眼光墜<sub>ニ</sub>干地<sub>ニ</sub>冥路昏<sub>ト</sub>々<sub>ト</sub> 徹<sub>テツ</sub>迷<sub>シユウゲン</sub>玄<sub>ソコニテハ</sub> 底<sub>ソフ</sub>出<sub>ニ</sub>遊<sub>ニ</sub>三昧之門<sub>ニ</sub>：

我もく負<sub>ケシ</sub>劣<sub>ラジ</sub>ト結構之装束光耀何れをいつれとも難<sub>ニ</sub>申分<sub>ニ</sub>：

躍<sub>フドリ</sub>衆<sub>ニ</sub>…踏<sub>タビ</sub>皮草鞋<sub>ニ</sub>…穢<sub>カワハキ</sub>多<sub>ニ</sub>皮刺<sub>ニ</sub>：

飛<sub>ト</sub>跳<sub>ハネ</sub>つ踊<sub>フドリ</sub>上<sub>リ</sub>：

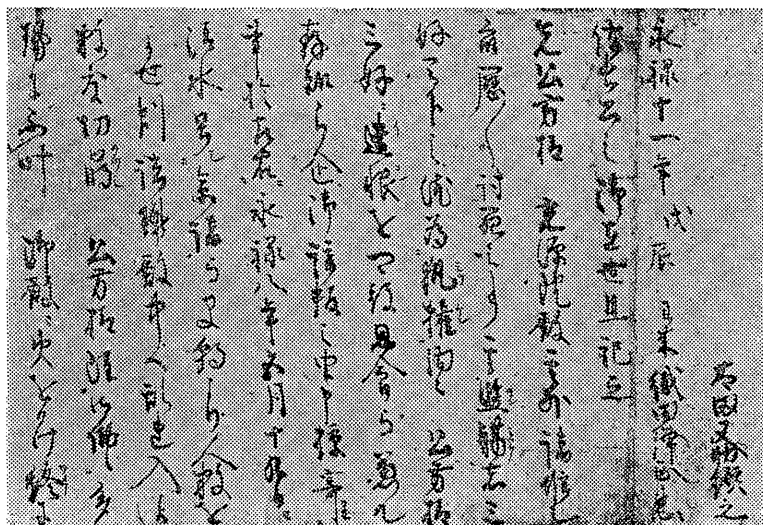
などをみれば、両者がほぼ同一の記述形式であることは明らかである。

さらに、大かうさまくんきのうちについては、既述のように、事更、極めて仮名が多く使用されているので、遽に比較するわけにはゆかないが、それでも、

御めいよ中く申…

かうらいしゆつしのぎ御うけ申つゝてハそのひハ…

石田又弥次



第三図

などに、矢張相通ずるものを認めることができよう。

このような、自筆本に共通してみられる文章上の特徴は、永禄十一年記には、どのように現われているであろうか。先ずその書し出しをみれば、上の写真にあるように、これまで自筆本にみられた特徴は、殆んどそのままでもみられるのである。少し長い漢文のときには、

士力日と新戦如風発(攻)如河決とハ夫謂之歟

と丁寧に戻り点、送り仮名を振っている点も共通しているし、

往昔：猥儀

というような仮名の振り方も、既に内府公軍記でみた通りなのである。また、

御名誉不可勝計

なども、豊国大明神祭礼記録に既に見てきたところである。

こうみると、永禄十一年記の文章は、牛一が特に手紙にするために、相

手を考えて事更使ったものというよりも、その自筆本全体に通じ、また当時の書簡体の文に常にみられる意味で、謂わば牛一が屢々使用する文章そのままであることがわかるのである。

前述のように、豊国大明神臨時祭祀記録には草稿と自筆本と二種類があり、また、桑田氏によれば（前書・一二〇頁）、今度之公家双帯には同じく慶長十五年のものであっても、正月二十三日、二月二日、八月廿三日の三種本があり、うち一本は、大かうさまくんきのうちと同じような仮名書きであるとされるが、勿論牛一という人は、同じ本について、人の依頼その他から、何種類かの自筆本を、時に文章を変えて作ることがあったことは認めてもよいであろう。ただ、祭祀記録の最終稿と思われる文にも使用され、また現存自筆本全体に共通する文体として書かれている、永禄十一年記の文章を、諸種の信長記写本に対する一種の尺度として使用することは、決して無理であるとはいえないと思われる。

そこで、信長記に於ける永禄十一年記に相当する、巻一について、原本信長記をはじめ、二三の写本と、十一年記との異同を検討してみることにしよう。

先ず全体を通していえることは、町田本の補筆部を除けば、どの本も内容の上では、永禄十一年記とそれ程大きく相違していないということがある。つまり、諸写本の間、それ程内容の異同がないということになる。従って問題は、主として文章上の異同と変化に集中されるのである。

既にみたように、永禄十一年記は、漢文の個所には返り点、送り仮名がかなり丁寧に附せられているが、時により、省略されたり、例えば「雖為<sup>モ</sup>三<sup>フツ</sup>疋<sup>フツ</sup>弱<sup>ヤク</sup>ノ<sup>ノ</sup>え<sup>エ</sup>士<sup>シ</sup>」というような場合のレ点が残んど略されることが多いなど、多少の不統一がみえる。そして、この返り点、送り仮名のつけ方で、十一年記に最も近く、ときにその忘れられたり、略された個所までも補って、ほぼ完全な形で点が附されているのは、原本信長記だけであり、他は、この点に関しては時に若干残し


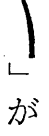
ているが、大部分はこれを除いている中で、斯道文庫本などは、徹底してこれを完全に除いているのである。

また、十一年記は、漢文と地の仮名の文との接合部では、送り仮名の意識を未だとどめ、これが文章全体に波及し、特に仮名のニやハについては、

御造意類<sub>ニ</sub>て九月七日<sub>ニ</sub> 公方様へ御暇を申され：

観音寺山へ可被<sub>ニ</sub>攻上<sub>ニ</sub>御存分之<sub>ニ</sub>処<sub>ニ</sub>佐々木夜中致<sub>ニ</sub>廢軍<sub>ニ</sub>： 池田へ御手数<sub>ニ</sub>大軍押詰<sub>ニ</sub>：

其後且<sub>ニ</sub>天下之御為<sub>ニ</sub>且<sub>ニ</sub>往還旅人御憐愍之儀を被<sub>ニ</sub>思食<sub>ニ</sub>御分国中数多在之諸関諸役止させられ：

というように書かれているが、こういう混淆の姿を殆んどそのまま正確に書き留めているのは、やはり原本信長記のみであり、片仮名も、他はこれを省くか、或いは、小さい形を改めて、地の文の仮名と同じ大きさにして、普通の仮名交り文にしているのである。その他、十一年記の、当時の書簡にも屢々みられる「内々」「中々」「下々」などというような個所は、それぞれ「内々」「中々」「下々」となり、「」が「云々」とされ、「珍重」が「珍重々々」と写されるのが多い中で、元の姿を残すことに正確を期しているのは、やはり原本信長記だけなのである。

このようにみてくれば、原本信長記は永禄十一年記に含まれている、牛一の文章や筆録上の特徴を、可能な範囲でかなり正確に写し留めていると認めることは、何人も否定できないであろう。

牛一が信長の祐筆であったといい、或いはかつてお伽衆であったともいい、かつての正確な身分は必ずしも分明ではないが、少くとも信長の側近として、文書作製にも従事したことは、既に認められている。

いま試みに、大日本史料永禄年間や、牛一と同時代の秀吉関係の書簡を集めた、桑田忠親『太閤書信』をみれば、漢文体のものを始めとして、永禄十一年記と同様のもの、太かうさまくんきのうちと同じく仮名書きのものなど、多くの

文章に接することができるが、漢文の個所に必ず返り点が施されているのも、当時の傾向が示されているといえる。牛一がこの時代に、文書作製に従事していたとすれば、これらのいずれの文章にも通達していたことは勿論であるが、元来は一種の日記風の覚書であり、また次第に、一種の読み本として、或いは軍書として、一応広い読者層を予想すれば牛一の自筆本に採られている一種混淆体の、当時の日記や書簡に常に使われる文章こそ、武士の教養や日常生活にとってももっとも自然であり、丁寧に返り点、送り仮名をつけ、読み難い字や固有名詞にも、かなり丹念に仮名を振ってその読み方を示しているのも、単に難字なるが故というよりも、当時の読み本として、聴覚にうつつたえる為の一般的要求として、例えば大村由己の諸著にみられるのと同様に、配慮されるべきことであつたであろう。

このように、永禄十一年記と原本信長記の比較から、一応の推論を下そうとすれば、その十一年記の文章が牛一の残した他の自筆本のそれと共通し、またそれが同時に当時の一般的傾向にも合致する意味から、それに最も近い原本信長記は、覚書や稿本的段階をふまえた、いわば定稿自筆本に比較的近いものと見做すことができるであろう。

## 註

(一九六三年五月五日稿)

尊経閣蔵十五冊本のもう一つは、書写が極めて新しい模写本で、その元本の明記がなく、また卷末にみられる牛一の奥書にも幾分疑わしい点があるので、遽にこれを信用するわけにはいかないが、ただこれまでにみられない、慶長十八年という日附が附けられている点注意をひくのである。それに各巻毎の奥書にしても、「丁亥牛一(花押)」や「丁亥八十四歳(花押)」の部分を大部分欠き、卷十二、十三にみられる長い奥書のところも、ここではみられない。更に考究の余地があると思うのである。

十六巻本のうち、彰考館蔵信長記(元禄二年写)は毎巻毎に牛一の奥書があり、諸種異本の校合をも施してある。筆者は改めて、十六巻本(史籍集覧本、尊経閣蔵本)の比較を行うつもりである。

最後に貴重な書籍の閲覧並びに撮影に便宜を与えられた内閣文庫、尊経閣文庫、彰考館文庫、大和文華館、松平文庫の各位に感謝の意を表す。